

函館市観光PR動画の利用許諾に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市観光PR動画（以下「観光PR動画」という。）の利用許諾に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、観光PR動画とは、函館市（以下「市」という。）が著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を有する動画のうち、別表に掲げるものをいう。

(利用申請)

第3条 観光PR動画を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式の申請書より申請しなければならない。

(利用許諾)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、第6条に規定する基準に照らし、利用許諾の可否および要否を審査するものとする。

2 市長は、前項の審査に際し必要と判断したときは、申請者に対して申請書類の修正または追加資料の提出等を求めることができる。

3 市長は、第1項の審査の結果、観光PR動画の利用を許諾するときは、別記第2号様式の許諾通知書により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の許諾に際し、条件を付すことができる。

5 市長は、観光PR動画の利用を許諾しないときは、別記第3号様式の不許諾通知書により申請者に通知するものとする。

(利用料)

第5条 観光PR動画の利用料は、無償とする。

(利用許諾の基準)

第6条 市長は、第3条の申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、観光PR動画の利用を許諾することができるものとする。

(1) 市の品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき。

(2) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。

- (3) 宗教的行事または活動ならびに政治的活動等における利用。
- (4) 商品またはサービスの宣伝等営利目的の利用。
- (5) 市のブランドイメージを損ない、または損なうおそれのあるとき。
- (6) 観光PR動画のイメージを損ない、または損なうおそれのあるとき。
- (7) 次条に規定する禁止行為を伴うとき。
- (8) その他利用を許諾することが適当でないとき。

(禁止行為)

第7条 第4条の利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 観光PR動画を他の動画と結合すること。
- (2) 観光PR動画以外の動画の中に観光PR動画を埋め込むこと。
- (3) 前2号のほか、観光PR動画を改変すること。
- (4) 観光PR動画を複製し、第三者へ配布すること。
- (5) 観光PR動画の利用許諾によって生じる権利または義務を第三者に貸与、譲渡または継承すること。
- (6) その他利用許諾の範囲を超えて観光PR動画を利用すること。

(改変の例外)

第8条 市長は、観光PR動画の著作権者から了承を得た場合に限り、前条第3項の規定にかかわらず、当該観光PR動画の切り抜き編集（トリミング）を許諾することができる。

(利用変更申請)

第9条 利用者は、観光PR動画の利用方法等を変更しようとするときは、当該変更を予定する日の7日前までに別記第4号様式の変更申請書により申請しなければならない。

(利用変更の許諾)

第10条 第4条の規定は、前条の変更申請の場合について準用する。この場合において、第4条中「利用許諾」または「観光PR動画の利用」とあるのは「利用方法等の変更」と、「別記第2号様式」とあるのは「別記第5号様式」と、「別記第3号様式」とあるのは

「別記第6号様式」と読み替えるものとする。

(報告義務)

第11条 利用者は、観光PR動画の利用に関する事項について、市長から資料の提出または報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(利用許諾の取消)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する認められるときは、利用許諾を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 第3条または第9条の申請に虚偽があったとき。
- (3) その他市長が利用者として不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用許諾を取り消したときは、別記第7号様式の取消通知書により当該利用者に通知するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月10日から施行する。

別表（第2条関係）

No.	観光PR動画のタイトル	長さ
1	#函館旅部「Oh! Hakodate!」春夏編	1分6秒
2	#函館旅部「Oh! Hakodate!」秋冬編	1分6秒
3	#函館旅部「Oh! Hakodate!」グルメ編	1分6秒
4	#函館旅部「Oh! Hakodate!」春夏秋冬編ショート	30秒
5	#函館旅部「Oh! Hakodate!」春夏編・秋冬編	2分12秒
6	#函館旅部「Oh! Hakodate!」春夏編・秋冬編・グルメ編	3分18秒
7	函館山の夜景 The Night View from Mt.Hakodate	1分30秒
8	函館夜景飛行 Night flight-Hakodate, Japan	2分53秒

9	空から見る函館（昼篇）	3分23秒
10	#函館旅部「Oh! Yunokawa!」歴史と伝統篇	15秒
11	#函館旅部「Oh! Yunokawa!」泉質篇	15秒
12	#函館旅部「Oh! Yunokawa!」独特なロケーション篇	15秒
13	#函館旅部「Oh! Yunokawa!」アクセスの良さ篇	15秒
14	#函館旅部「Oh! Yunokawa!」アクティビティ篇	15秒

函館市観光PR動画利用申請書

年 月 日

函館市長 様

住 所 〒 —

電話番号

申請者 メールアドレス

団体名

代表者の
職・氏名

下記のとおり函館市観光PR動画を利用したいので、申請します。
なお、観光PR動画の利用にあたっては、著作権法等の法令および
函館市観光PR動画の利用許諾に関する要綱を遵守します。

記

観光PR動画 のタイトル	
利用目的	
利用方法	
利用期間	
備 考	

函館市観光PR動画利用許諾通知書

年 月 日

様

函館市長

年 月 日付で申請のあった函館市観光PR動画の利用については、下記のとおり許諾します。

記

観光PR動画 のタイトル	
利用目的	
利用方法	
利用期間	
備考	
条件	<ul style="list-style-type: none">・ 函館市観光PR動画の利用許諾に関する要綱第7条に規定する禁止行為を行わないこと。

函館市観光PR動画利用不承諾通知書

年 月 日

様

函館市長

年 月 日付けで申請のあった函館市観光PR動画の利用については、次の理由により承諾しないことと決定したので通知します。

理由

函館市観光PR動画利用変更申請書

年 月 日

函館市長 様

住 所 〒

電話番号

申請者

メールアドレス

団体名

代表者の

職・氏名

年 月 日付けで利用許諾を受けた内容を下記のとおり変更したいので、申請します。

なお、観光PR動画の利用にあたっては、著作権法等の法令および函館市観光PR動画の利用許諾に関する要綱を遵守します。

記

観光PR動画 のタイトル	
変更内容	

函館市観光PR動画利用変更許諾通知書

年 月 日

様

函館市長

年 月 日付けで申請のあった函館市観光PR動画の利用変更については、下記のとおり許諾します。

記

観光PR動画 のタイトル	
変更内容	
条 件	<ul style="list-style-type: none">・ 函館市観光PR動画の利用許諾に関する要綱第7条に規定する禁止行為を行わないこと。

函館市観光PR動画利用変更不承諾通知書

年 月 日

様

函館市長

年 月 日付けで申請のあった函館市観光PR動画の利用変更については、次の理由により承諾しないことと決定したので通知します。

理由

函館市観光PR動画利用許諾取消通知書

年 月 日

様

函館市長

函館市観光PR動画の利用許諾に関する要綱第12条の規定により、
年 月 日付けの観光PR動画の利用許諾を取り消したの
で、同条第2項の規定に基づき通知します。

取消しの理由